府区発第 771 号
令和８年 11 月 17 日

広島県知事 様
（土木建築局都市環境整備課）

府中町長 寺尾 光司
（建設部区画整理課）

広島市東部地区連続立体交差事業に伴う経費の負担について（照会）

このことについて、当町の市制施行の調査検討にあたり必要であるため、次の事項について令和８年 11 月 30 日（月）までに回答してください。

1 平成 14 年５月 14 日付けで広島県土木建築部都市局長と府中町長が交わした「確認書」について、当町では、平成 14 年当時の交渉の過程における文書であるとの認識であり、最終的には、負担割合は県議会の議決で決定されています。特に、「確認書」の項目２については、「確認書」提出時に当町は「到底承服できない」とする「要望書」を併せて提出しており、当町としては合意をしていないものと捉えています。この点に関して、県の見解をお示しください。

2 令和８年 10 月 20 日に都市環境整備課長が来町し、「市制施行した場合、県としては負担割合の変更の手続きを進めさせていただくこととなる」「負担割合の協議という形とはならない可能性がある」旨の発言をされていますが、県としては、この確認書をもって当町の意見を聞いたこととして、負担割合を変更することができるとお考えでしょうか。

3 地方財政法第 27 条第１項に「都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。」とあります。市制施行により町から市になった場合、ここでいう「受益の限度」は変わるのでしょうか。

4 市制施行に伴い経費負担が変更されるとした場合、市制施行前の過年度分の経費負担についても遡及されるのでしょうか。

5 市制施行により連続立体交差事業の地元建設負担金が増額されるということは、市制施行の調査検討にあたっての大変重要な判断材料です。ついては、現時点で県が試算する当町の市制施行後の経費負担の額を提示してください。